

第 15 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日（月）午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法許可申請について |
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 岩下 慎二 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| 事務局長 | 本総会開催にあたりまして委員総数19名、本日の出席者数19名ということで、会議規則7条により本総会の成立を報告いたします。それでは定刻になりますので、早速始めさせていただきます。まず会長よりご挨拶申し上げます。 |
| 会長 | <p>おはようございます。暑かった日々が近頃感やも良くなって、少し衣替えの時期になったような気がします。今から稲刈りも始まりまして、重量機械などの取扱いを気をつけて、作業中には十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。</p> <p>それとですね、最適化推進の第1回大会がありましたけれども、欠席者が10人ちょっとおられましたので、隣接する地区の最適化委員の人たちには、年に1回の研修と郡の研修には、冠婚葬祭でいろいろ欠席の理由が重大ではない限りは出席できるように、出席していただけますように、隣近所の地区の人たちですね、農業委員の人たちはわかっていて全員出席という形になっておりますが、そのところを会われたときにはよろしくお伝えしたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>では、第15回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に12番興呂木和也委員、13番市原きみよ委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4 番</p> <p>1 4 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>はい朗読いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字浦田 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 移動の理由 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字仁連森 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他 1 筆計 2 筆 ■㎡ 所有権移転贈与となっております。以上 2 件ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、4 番の渡邊が説明致します。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。譲渡人は記載のように県外にお住まいでご両親が亡くなられた後は、田んぼは荒らさないように長年親戚に耕作を頼まれておりました。譲受人は 1 0 年程前に南阿蘇村 ■地区に移住され、7 年程前からは新規就農者として頑張っておられた方です。 ■では借家にお住まいでしたので、住まいを探されていたところ譲渡人との契約がまとまり売買の運びとなりました。1 番の農地とすぐ横にある屋敷とともにの購入になります。所有権移転売買です。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案第 1 号 2 番につきまして 1 4 番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は高齢で、譲受人の方は新規就農ということで、所有権移転贈与です。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、採決に移ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字岳道 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 転用目的車庫建設 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字大道上 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他 2 筆計 3 筆 ■㎡ 転用目的住宅建設及び通路 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字上尾崩 ■</p> |

番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 転用目的住宅建設 転用所有権移転有償となっております。

番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字加勢ノ上 ■
番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 転用目的住宅建設 転用所有権移転有償となっております。

番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字加勢ノ上 ■
番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 転用目的住宅建設及び進入路 転用所有権移転有償となっております。

以上5件、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。

8番 議案第2号1番について8番の岩本がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。車庫建設、倉庫を兼ねての建造物となっております。使用貸借権利設定移転となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひ致します。

10番 議案第2号2番について、10番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりでございます。場所は ■ 沿いの ■ から西側に ■ mくらいのところになります。譲受人のお兄さんが隣接地でありましてこの場所が大変気に入られまして、今度の申請があがりました。 ■ 町の方で ■ をされている方です。転用目的は住宅建設及び通路となっておりますが、ここは進入路がだいぶ広いので ■ くらいありますので面積も問題ありません。給水排水についても隣接地の許可も得られておりますし、区長さんの承諾も得られてなんら問題はないと思います。転用所有権移転有償の申請があがっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

9番 3番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は現在は ■ 町におられますけれども、勤務が ■ の会社に勤められておるといふことありまして、今回南阿蘇村に家を建てたいといふことでございます。同意ができましたので住宅建設といふことで申請があがっております。転用所有権移転有償でございます。場所は ■ の ■ がございます。その先を ■ 方面に ■ mほど行きますと ■ と ■ がありまして、それから南に ■ の方に ■ mほど上ったところでございます。給排水とも問題はございません。ご審議お願ひ致します。

18番 議案第2号番号4と5について、18番の荒牧がご説明いたします。譲受人は一昨年前におきました熊本地震により被災されており ■ での生活をされております。この度2名の譲渡人との間で有償での所有権移転の合意がなされ、一般住宅を建設されることになりました。場所はそこの ■ より南へ ■ m程行った左側に位置しています。計画実施においては、給排水計画も協議調整されており問題はないものと思われまますのでご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

| | |
|--|---|
| <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>(異議なし)</p> <p>では、採決に移ります。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>14番</p> <p>事務局</p> | <p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1番4番5番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字登屋ノ尾 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 使用貸借権設定5年となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 移動の理由 農地中間管理事業の特例事業売買となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 移動の理由 農地中間管理事業の特例事業売買となっております。</p> <p>以上、新規案件3件、再設定2件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは議案第3号1番につきまして14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人記載のとおりでございます。譲渡人の方が高齢ということで譲受人の方に作ってくれないかということで頼まれたということになります。使用貸借権設定5年です。よろしくお願ひします。</p> <p>4番5番につきまして事務局よりご説明申し上げます。4番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらは農地中間管理事業特例事業売買となっております。こちらの場所につきましては■■■より南へ■■■m程下った農地となっております。譲渡人の方がもう耕作ができないということで、農地中間管理機構を通しまして買い手の方に売買する事業となっております。こちらの10aあたりの金額は、畑でございますので10aあたり■■■万での取り引きとなっております。</p> <p>5番につきまして同じく説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらの方も譲渡人の方が耕作が難しいということになりましたので、農地中間管理機構を通しまして売買される案件となっております。場所につきましては、■■■から北側に道を挟んですぐの農地となっております。こちらは牧草が作られている農地でした。こちらは10aあたり■■■万での取り引きとなっております。</p> <p>以上、3番4番ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。 |
| 16番 | ちょっといいですか。この金額が極端に違うのはどういうことでしょうか。 |
| 事務局 | はい。畑と田んぼの違いと、ほ場の状態というのも関係はしてくると思いますけれども、相場というところでこのような形でさせていただいております。 |
| 16番 | わかりました。 |
| 議長 | ■■■■のところくらいで、■■■■で畑は取り引きになるのか。 |
| 事務局 | ちょっと荒れていたりするところがあったりしたので。 |
| 議長 | 現場の状態か。 |
| 事務局 | 現場の状態とほ場の農地に囲まれて違う方が耕作されている中であったりするのでなかなか道が狭かったりなどありましてこのような金額になっています。 |
| 12番 | 5番の農地は基盤整備地か基盤整備外か。 |
| 事務局 | 基盤整備外です。 |
| 16番 | 基盤整備ならまだ高くなりますか。 |
| 事務局 | 基盤整備の畑ならもう少し高くなってくるとは思いますが、基盤整備の畑はあまりないと思います。 |
| 9番 | 基盤整備の田なら高くなるのでしょうか。 |
| 事務局 | 基盤整備の田なら70～80くらいになると思います。 |
| 議長 | しかし農業公社を通しての取り引きはある程度の相場でなければいけないのか。 |
| 事務局 | あまり安くても高くても取り引きはできません。熊本県全体での相場ということで、昔は今の3倍くらいはあったんじゃないかという話は聞いたことがあります。 |
| 9番 | 今、ほ場整備地内を売りたいという方がおられたときは、80で案内していてよいか。 |
| 事務局 | まあ80で買い手の方が可能ならいいですが、またそこからの相談になってくると思います。なかなか今は売り手は多いけれども買い手が少ないという現状になっているのかなと思います。 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>他にないようでしたら採決に移っていいですか。では、議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p> |
| 会長 | <p>以上で議案の審議は終了しましたが、10月の総会の日程を決めたいと思います。10月9日 火曜日でもいいですか？ではよろしくをお願いします。</p> <p>次の10月は合同委員会になるが何をしたらいいか意見がないですか？事務局は何をするつもりですか？</p> |
| 事務局 | <p>3, 4, 5条の基本的な部分を研修しようかと思っています。それと、前回調べていただいた荒廃農地のA判定・B判定農地とありますけれども、また今度はA判定農地を調査していただく年に1回の調査をお伝えしたいと考えております。B判定は現状の確認をしていただいておりますので、B判定は省いたところで、A判定農地が現在も遊休農地になっていないか、もしかしたら耕作されて農地として利用されているとか、その調査ができるように資料を準備したいと考えております。</p> |
| 議長 | <p>では10月の合同会議は事務局によろしく願いしておきます。他は何かありませんか？</p> |
| 事務局 | <p>活動記録簿の提出をされていない方はよろしくをお願いします。</p> <p>忙しい時期と思いますが、10月に入りましてまたA判定農地の調査を依頼させていただきますのでよろしくお願い致します。最適化推進委員さんにも資料を準備いたしますので、地区別に分かれて進めていただけたらと思っております。地図等を新たに準備したいと考えておりますので、それで調査をお願いしたいと思っております。</p> |
| 議長 | <p>事務局忙しいと思うが、前回調査したA判定を地図に流し込めないか。</p> |
| 事務局 | <p>A判定農地は反映させたいと考えています。</p> |
| 議長他 | <p>ついでにB判定は色を変えて表示したりができないか。できるならばAとBを色分けして、地番の数字まで見えるように印刷できないか。</p> <p>前回の地図を2倍くらいの大きさにしてほしい。</p> <p>G I Sの地図を別につけてもらえると場所がわかりやすくなるので、つけられないか。</p> <p>転作確認の地図が一番見やすいように思う。</p> <p>農地が狭いところが地番が重なって見えないので、そこを拡大してもう少し見えるようにしてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>検討させていただいてまずは各地区1部ずつ準備をしてみます。また検討を重ねながら修正していきますのでよろしくをお願いします。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | 他には何もないでしょうか。ないようでしたら以上をもって第15回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。 |
|----|---|

7. 閉会時刻 10時40分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

12番 興呂木 和也

13番 市原 きみよ